

## 第2回 ディスカッション

1 班

テーマ2 B案：公的基金方式に反対

現在、監査法人の監査報酬は被監査会社から支払われる「被監査会社負担方式」が採用されているが、この方式では監査をする相手から監査報酬が支払われるという構造上、利益相反が生じやすいという課題があると言われている。

① 上記課題を解消するアプローチの1つとして以下の方式が挙げられるが、当該方式に賛成・反対それぞれの立場に分かれて討論しなさい。

理由①：監査品質が低下する可能性がある。

現在の「被監査会社負担方式」において監査報酬は、「監査時間数×単価」で算出されるが、監査時間数は前期の実績時間数をベースに、重要な子会社の増減や重要な組織再編の有無など、当期の監査工数に影響を与える要因を加味して見積もられている。「公的基金方式」を採用した場合、公的・準公的機関が、一定の基準に基づき監査法人を割り当てて報酬を払うこととなるため、被監査会社の実態を加味した監査工数から算定される報酬の額より、実際に監査法人が受け取ることができる監査報酬が少なくなる可能性があると考えられる。その結果、被監査会社のリスクの程度に対して十分な監査手続きを行うことができなくなる恐れがあるといえ、監査品質の低下につながると考えられる。

また、現在は監査法人ごとに強みや特有のサービスがあるが、監査報酬を公的・準公的機関が決めることとなった場合、監査法人間において監査品質やサービスの違いによる市場の競争が働かなくなる恐れがあるといえる。その結果、監査手続きをより効果的・効率的に行うインセンティブがなくなり、監査品質の低下につながると考えられる。

理由②：制度を運用するためのコストがかかる

「公的基金方式」を運用するためには、運用組織を維持するためや、多数の企業から手数料を徴収するために莫大な追加コストが発生するといえる。このとき、企業から徴収する手数料を増やす対応が考えられるが、その結果、被監査会社の金銭的負担が増大することとなり、長期的にみると経済発展の妨げになる恐れがあるといえる。

《参考文献》

・監査法人タカノ、「監査報酬算定の仕組み」、<https://www.kansa-takano.com/auditfee/>、  
2026年6月6日